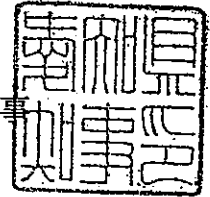


23環活第89-17号

平成23年8月2日

経済産業大臣 殿

愛知県知事



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書
について（通知）

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定による意見は、別添1のとおりです。

また、環境の保全の見地からの関係市村長（飛島村長、知多市長、名古屋市長、常滑市長、東海市長、弥富市長）の意見は別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211（ダイヤル）

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画、工事計画の検討に当たっては、環境保全措置に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。特に、地球温暖化防止及び温排水による環境影響の低減の観点から、できる限り発電効率の高いシステムの導入や関連施設の省エネルギー化に努めること。
- (2) 発電設備の一部については、軽油も使用できる計画としていることから、軽油が使用できる発電設備の数及び規模並びに使用する軽油の性状及び使用量を明らかにするとともに、漏油対策を示すこと。
- (3) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 供用時の施設の稼働（排ガス）の予測対象時期（長期的予測、短期的予測）については、発電所の運転が定常状態となり、大気汚染物質の排出量が最大となる時期としているが、発電設備の一部については軽油が使用できる計画としていることを踏まえ、LNG専焼時及び軽油使用時のそれぞれ最大となる時期を対象に実施すること。
- (2) 高層気象観測については、季節ごとに1週間の観測を行うとしているが、天気図等の気象に関する情報を収集、整理及び解析し、各季節を代表する調査時期を選定すること。
- (3) 工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働（機械等の稼働）に伴う騒音及び振動については、規制基準への適合性を確認するため、調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 工事関係車両の運行計画の策定に当たっては、効率的な運行による車両台数の

抑制や平準化、低公害型の車両の積極的な使用、伊勢湾岸自動車道の利用促進、海上輸送への振り替えなどにより沿道の生活環境に最大限配慮すること。

また、工事用資材等の搬出入に伴う大気質、騒音及び振動の予測及び評価に当たっては、主要な交通ルートにおける車両台数を明らかにした上で、飛島村だけでなく知多市の対象事業実施区域についても適切な調査・予測地点を設定すること。

- (5) 微小粒子状物質については、環境調査を行うなど現状を把握するとともに、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して予測及び評価を行うこと。

3 水質、底質等

- (1) 排水処理計画の具体化に当たっては、伊勢湾水域は、COD、全窒素及び全燐の水質汚濁に係る環境基準不適合地点が存在するため、できる限り負荷量の削減に努めること。
- (2) 新設の総合排水処理装置における処理方式を示し、含油排水も適切に処理ができることを明らかにすること。
- (3) 浚渫工事に伴う汚濁拡散防止対策及び工事中の排水による海域の水質汚濁の防止対策を明らかにし、予測及び評価を行うこと。
- (4) 温排水の影響の範囲を予測するための調査地点の設定理由を明確にするとともに、必要に応じて調査地点を見直すなど適切に予測及び評価を行うこと。

4 動物、植物、生態系

- (1) 動物に係る調査、予測及び評価に当たっては、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に実施すること。
- (2) 鳥類の現地調査については、夏季において鳥類相を把握するための調査を追加すること。
- (3) ラムサール条約登録湿地（藤前干潟）に飛来する鳥類、生息する水生生物等への影響について、工事中及び供用時に影響が及ばないとする理由を明らかにすること。
- (4) 冷却水には次亜塩素酸ソーダを注入することとされているが、放水口における残留塩素濃度を適切に管理する計画とするとともに、必要に応じてその影響について予測及び評価を行うこと。

- (5) 緑地の整備計画は、地域の生態系に配慮した上で長期的な視点から策定すること。
- (6) 対象事業実施区域における予備調査及び現地調査の結果について、重要な種の保護に配慮しつつ、その生息、生育情報をできるだけ詳細に示すこと。

5 景観

飛島村の対象事業実施区域の周囲において新たな発電設備を視認できる範囲を示した上で、視認できる眺望点から予測及び評価を行うこと。

6 廃棄物等

工事により大量の残土及び汚泥が排出され则认为られるため、その排出抑制に努めるとともに、再使用方法、処理方法等を明らかにすること。

また、浚渫工事に伴い発生する浚渫土砂についても、予測及び評価の対象とし、発生量、処理方法等について明らかにすること。

7 温室効果ガス等

温室効果ガス等については、供用時における施設の稼働（排ガス）に伴う排出量及び排出量原単位のみを予測及び評価するとしているが、工事の実施における工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に係る排出量についても予測及び評価を行うこと。

8 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）の施行状況等を注視し、準備書の電子縦覧等について適切に対応すること。



23保第818号

平成23年6月28日

愛知県知事 殿

飛島村長 久野 時



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について

(回答)

平成23年5月24日付、23環活第89-1号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

意見

本村の住民及び本村に所在する企業等への勤労者の生活環境に充分配慮し、事業を進めていただきたい。





知環発第119号

平成23年6月24日

愛知県知事 様

知多市長 加 藤



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書につ
いて（回答）

平成23年5月24日付け23環活第89-1号で照会のありましたこのことにつ
いて、環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 燃料ガス導管工事中に設置する仮設沈殿槽等の管理を徹底し、排水による海域の水質汚濁を防止すること。
- 4 緑地の整備にあたっては、長期的な展望にたった計画を策定すること。
- 5 工事関係車両の通行にあたっては、交通渋滞、通行障害の原因とならないよう配慮すること。
- 6 準備書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。

（連絡先 環境政策課 電話0562-33-3151 内線264）





23 環対第 58 号の 2
平成 23 年 7 月 7 日

愛知県知事 大 村 秀 章 様

名古屋市長 河 村 た か し

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について
(回答)

平成 23 年 5 月 24 日付け 23 環活第 89-1 号で照会のありましたみだしのことにつきまして、別紙のとおり回答します。



〔名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
環境影響評価係 中村 電話 052-972-2697〕

環境の保全の見地からの意見

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第2項の規定に基づき照会がありました環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成23年7月7日

名古屋市長 河村 たかし

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するとともに、環境影響評価準備書の作成にあたり、名古屋市域に関わる事項として、以下についての対応が必要です。

1 事業の目的及び内容に関する事項

(1) 対象事業の目的

本事業は、高効率な発電設備への更新を目的としていることから、事業者の二酸化炭素排出量原単位の低減を通して、名古屋市域内の電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与するものである。今後、具体的な施設計画の検討にあたり、地球温暖化防止の観点から、その低減効果を明らかにするとともに、電力の安定供給体制の維持と良好な地域環境の確保の両立を前提として、二酸化炭素排出量原単位のさらなる低減に努めること。

(2) 交通に関する事項

工事中及び供用時の関係車両の主要な交通ルートについては、飛島村の対象事業実施区域を中心に約10km四方の範囲の地図に整理しているため、名古屋市内では伊勢湾岸自動車道以外の交通ルートが示されていない。よって、一般国道23号や一般国道302号等を含む名古屋市内の沿道環境の資料を収集し、大気質、騒音等の沿道環境への影響に配慮して名古屋市内の交通ルート及び交通量を

設定するとともに、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

(3) 工事に関する事項

既設発電設備等の撤去工事、新たな発電設備の建設工事及び燃料ガス導管に係る工事が約5年にわたり行われることに伴って、相当量の温室効果ガス等の排出が見込まれる。よって、建設機械の稼働、建設資材の使用、建設資材等の運搬及び廃棄物等の発生のそれぞれの側面から、温室効果ガス等の排出を抑制する対策を検討し、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。

2 予測・評価等に関する事項

大気質における気象の現地調査について、高層気象観測を実施する期間がそれぞれの季節を代表する時期であることを検証するため、天気図を収集・整理すること。

3 その他

(1) ラムサール条約登録湿地（藤前干潟）に飛来する鳥類及び生息する水生生物等への影響について、工事中及び供用時に影響が及ばないとする理由を明らかにすること。

(2) 図表に記載している数値等については、必要に応じて丁寧に説明するなど分かりやすい図書の作成に努めること。

(3) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。



23常環生第57号
平成23年6月10日

愛知県知事様

常滑市長 片岡 憲彦



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成23年5月24日付け23環活第89-1号で照会のありましたことにつきまして、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に対して万全を期すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行うとともに、適正な反映に努めること。

担当 環境経済部生活環境課
電話 0569-35-5111
(内線142)





生 第 39 号

平成23年 6月29日

愛知県知事 様

東海市長 鈴木 淳 雄



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書
について (回答)

平成23年5月24日付け23環活第89-1号で照会のありましたこのことにつ
いては、意見はありません。

担 当 東海市役所 環境経済部
生活環境課 環境対策グループ

TEL 052-603-2211

FAX 052-603-6910

メール kankyou@city.tokai.lg.jp





23 弥環第109号
平成23年 5月31日

愛知県知事 殿

弥富市長 服部 彰 文



西名古屋火力発電所リフレッシュ計画に係る環境影響評価方法書に
ついて(回答)

平成23年5月24日付、23環活第89-1号で照会のありましたこのことについて、意
見はありません。

担当 民生部環境課
電話 (0567)65-1111
内線 133

